

呉交通株式会社の運輸安全マネジメントの取り組みについて

1・運輸の安全に関する基本方針・具体的方針

- 1) 弊社呉交通株式会社は（安全は最大の乗客サービス）を経営理念とする関係法令を遵守し、交通事故を撲滅します。

お客様の安全を第一に安心、安全、快適な運行を約束します。

安全マネジメント態勢を適切に運営し、その継続的实施に努めます

2) 具体的方針

- ① 代表取締役を、輸送の安全の確保に関する最終責任者とします。
- ② 管理職は輸送の安全確保に主導的役割を果たすため、設備及び社員を活用し必要な措置を講じてまいります。
- ③ (Pian.Do.Chek.Act)サイクルにより、少なくとも1年に1回以上適切な管理が行われているか確認し、必要に応じて安全性の向上や改善を行います。また、重大事故や法令違反発生時は、緊急にチェックを行い、更に高度な対策を講じてまいります。

2・安全方針

- 1) 交通事故ゼロを目標に安全運行に努める。
- 2) 日々研鑽に努め、経路間違えをゼロにする。
- 3) お客様の「安全」を第一に、「安心」・「快適」なサービスを提供してまいります。経営トップから乗務員まで及び乗務員同士が意見交換できる機会を設けます。又、輸送の安全性を損なう事態を発見した場合は、看過せず直ちに関係者に伝え対策を講じてまいります。

3・輸送の安全に対する目標及び達成状況

令和3年度目標達成状況

- 1) 有責事故（第一当事者）となる事故（ゼロ）を達成する → 達成
路線バス部門・・・達成（令和3年 事故発生件数：0件）
貸切バス部門・・・達成（令和3年 事故発生件数：0件）

- 2) 飲酒運転又は過労運転の撲滅 → 達成

- 3) 各自接客マナーの向上に努力し、接客クレームをゼロにする。 → 達成

令和4年度目標

- 1) プロドライバーとして、有責事故（第一当事者）となる事故0（ゼロ）を達成する。
- 2) 一般ドライバーや地域住民の見本・手本となる運転操作。
- 3) 危険予知予測運転の励行を実践する。
- 4) 譲り合い運転の励行,苦情クレームをゼロにする。

4・行政処分の内容、処分にに基づき講じようとする措置及び講じた措置等

行政処分は受けておりません。

5・安全管理規定

安全管理規定については、定めてあります。

6・輸送の安全のために講じた措置講じようとする措置

令和3年度状況

重大事故は発生しませんでした
危険予知予測運転も達成しました。

苦情・要望もありませんでした。

令和4年度計画

令和4年計画におきましては第一にプロドライバーとして基本に立ち返ることが必要であるとの思いから

- 1) 「急」のつく行動をしない。
- 2) 危険予知予測運転の励行を実践する。
- 3) 横断歩道手前での徐行の徹底。

を目標として掲げることといたしました。

また基本に忠実であり他の模範となる運転操作や運転マナーを身に着けることとヒヤリハットを活用して各個々の適性診断の結果の活用をして教育してまいります。

経営トップから末端の乗務員までが意識の共有、情報の共有ができる環境、(報告、連絡、相談)がしやすい環境を創意工夫して整えていく所存でございます。

7・輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制

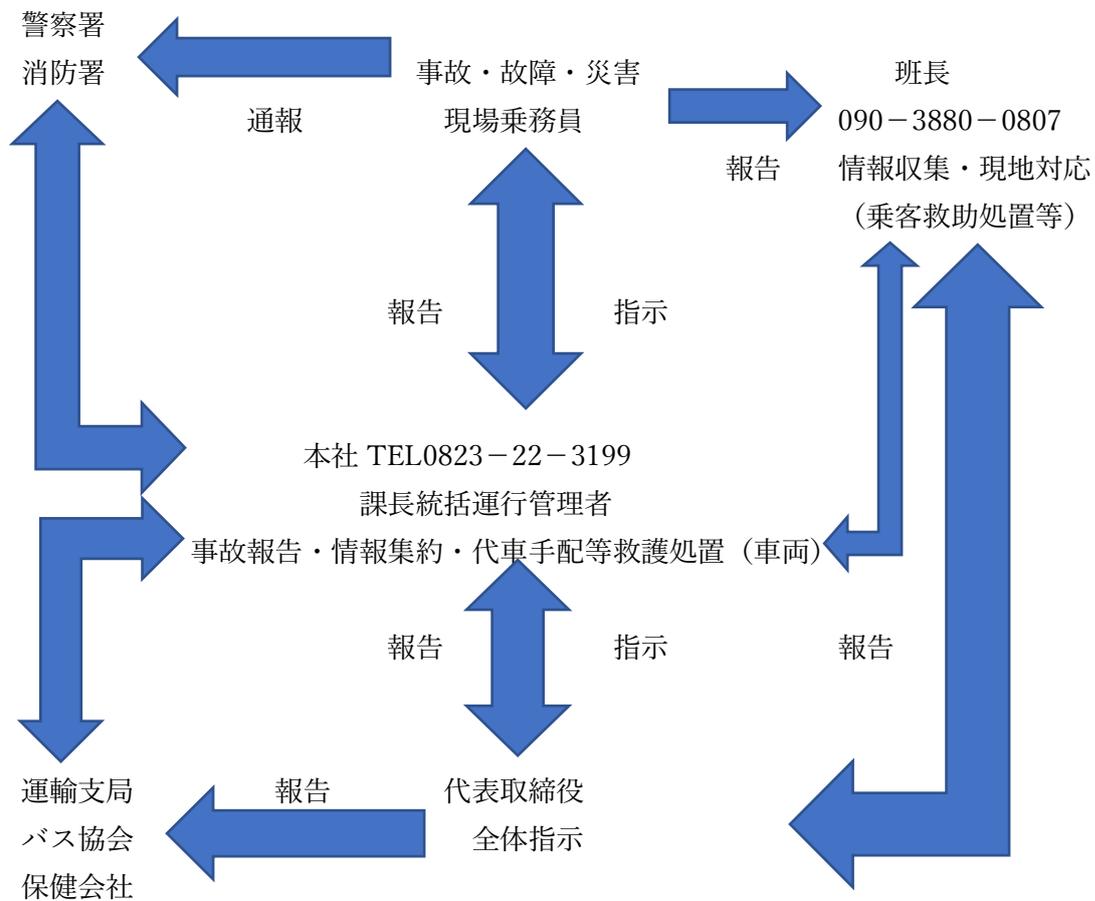
苦情・要望対応一覧

お客様からの苦情・要望  本社 お客様のご要望・接客マナーに関する苦情など対応回答は基本課長以上の管理職で対応する。

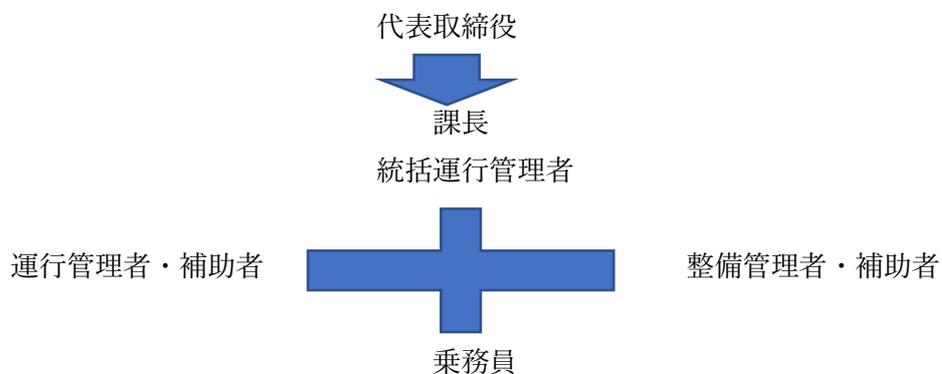
課長  社長  課長
報告 指示

安全に係る重要な案件、運行に係る重要な案件に関しては、乗務員も交えて協議を行う。回答に関しては課長以上の管理職若しくは取締役で対応する。

緊急時初動連絡報告体制一覧



輸送安全マネジメント組織図



8・輸送の安全に関する教育及び実施状況

(輸送の安全に関する目標)を達成するため、以下の必要な計画を作成し具体的に取り組んでまいります。また実施した項目は記録を取りこれを保存します。

1) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- ・現任教育（集合教育・意見交換）年4回
- ・新任教育 入社時
- ・特別教育（事故再発防止教育・入社後教育・高齢者教育等）随時
- ・講習（マナー研修等）
- ・運行管理者基礎講習及び一般講習（管理職・運行管理者等対象）2年に1回
- ・適齢診断については2年に1回以上

2) 安全運動等

- ・交通安全運動（春・夏・秋）
- ・車内事故防止キャンペーン（7月）
- ・バスサービス向上運動（9月）
- ・飲酒運転防止強化月間（9月）
- ・年末年始の輸送等に関する安全輸送総点検（12月～1月）

交通安全運動・飲酒運転防止強化月間・年末年始の輸送等に関する安全総点検は各実施項目を定め、社員及び乗務員に対し『社長指示』を発してその徹底を図ります。また期間中は経営トップ及び管理職による重点点検・巡回点検を行い実施の徹底を図ります。

9・輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じようとする措置

「安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト」（国土交通省作成 安全マネジメントの実施に当たりの手引き（中小規模事業所用）別添）を活用し、取組状況の点検を内部監査に代えて実施いたします。

10・安全統括管理者に係る情報

代表取締役社長 久崎 和夫